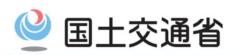
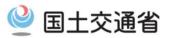
運輸審議会 審議資料

東日本旅客鉄道株式会社 通勤旅客定期運賃の変更認可申請について (オフピーク定期券の導入について) 2

2022年10月6日 鉄道局旅客輸送業務監理室



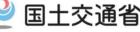


1. 収入の算出方法について	1
オフピーク定期券の導入に伴う収入想定(2023年度~2025年度)	2
【別紙】増減収均衡となる値上げ率の考え方	3
2023年度~2025年度の収入推移想定 結果	5
2. 第1回審議における宿題事項について	6
参考:消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針	7



1. 収入の算出方法について

オフピーク定期券導入に伴う収入想定(2023年度~2025年度学 国土交通省



- ◆2023年度以降の通勤定期運賃収入想定(電車特定区間内)の考え方
- ① 【基本: 収入見通し】 2019年度実績の8割を想定
- ②【基本: 増減収均衡】 ···· 別紙 ▲142億円 オフピーク定期券の設定(10%割引)に伴う購入率は17.2%で、3カ年で▲約142億円となるため、 通常定期券利用者(82.8%)が負担すると、2.09%の値上げが必要
- ③【増減要素: 先買い】 ・・・・ ▲1億円 2023年3月のオフピーク定期券の導入に伴い、「通常定期券の値上げ」「鉄道駅バリアフリー料金の設定」 も同時実施となるため、消費税10%改定と同程度の「先買い」が発生すると想定
- ④ 【増減要素: 切替遅れ】 ・・・・ +10億円 アンケート調査より、購入意向者のうち、勤務形態にフィットしている方は導入当初から購入し、フィットして いない方は1年間程度はかかると想定
- ⑤ 【増減要素: 定期外収入】 ・・・・ +39億円 オフピーク定期券利用者のピーク時間帯利用に伴う定期外収入が発生すると想定
- ①、②をベースに、③、④、⑤の特殊要素を考慮すると、▲142億円の値上げが必要なところ、▲94億円となり それを賄うために通常定期券の値上げ率を1.4%とすることで収入全体として増収とならない範囲と想定した

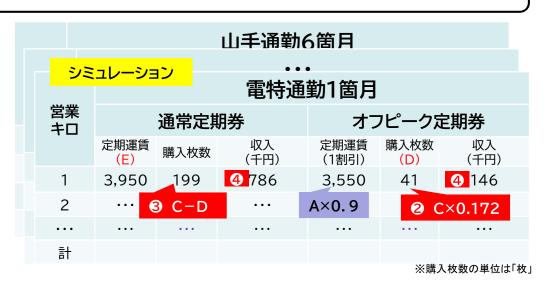
【別紙】増減収均衡となる値上げ率の考え方



②【基本: 增減収均衡】

オフピーク定期券の設定(10%割引)に伴う購入率は17.2%で、3カ年で▲約142億円(税込)となるため、通常定期券利用者(82.8%)が負担すると、2.09%の値上げが必要





- ① 2019年度の各キロ地帯の購入枚数実績に0.8を乗じて、2023年度想定の定期購入枚数を算出
- ② ①の枚数に購入率0.172(JR東日本アンケート調査)を乗じて、オフピーク定期券の購入枚数を算出
- ③ ①2023年度想定の定期枚数から②オフピーク定期券枚数を差し引き、通常定期券枚数を算出
- ④ オフピーク定期運賃収入と通常定期運賃収入から2023年度想定収入を差し引き、減収額を算出

④の減収額を電特・山手・特定区間の通勤1・3・6箇月タリフの全キロ地帯で合計し、▲142億円/3年

Eの通常定期運賃を現行運賃から定率で一律値上げし、▲142億円/3年が▲0となるような値上げ率が2.09%

【別紙】増減収均衡となる値上げ率の考え方



オフピーク定期券10%割引 通常定期券 値上げ無し(現行と同額)

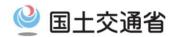
(単位:億円)

	収入		2023年度	2024年度	2025年度	合計
	定期収入		2,690	2,690	2,690	8,070
	① オフピーク	10%割引	423	423	423	1,270
	❷通常	値上なし	2,267	2,267	2,267	6,800
3 定	期外収入		_	_		_
A:合計	+(123)		2,690	2,690	2,690	8,070
B:現1	行単価収入		2,737	2,737	2,737	8,211
	増減収(A-B)		▲ 47	▲ 47	▲ 47	▲142
	増収率(A/B)		98.3%	98.3%	98.3%	98.3%

オフピーク定期券10%割引 通常定期券 2.09%値上げ

収入	2023年度	2024年度	2025年度	合計
定期収入	2,737	2,737	2,737	8,211
10%割引	423	423	423	1,270
❷ 通常 2.09%値上け	2,314	2,314	2,314	6,941
③ 定期外収入	_		_	_
A:合計(①②③)	2,737	2,737	2,737	8,211
B:現行単価収入	2,737	2,737	2,737	8,211
増減収(A-B)	▲0	▲0	▲0	▲0
増収率(A/B)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

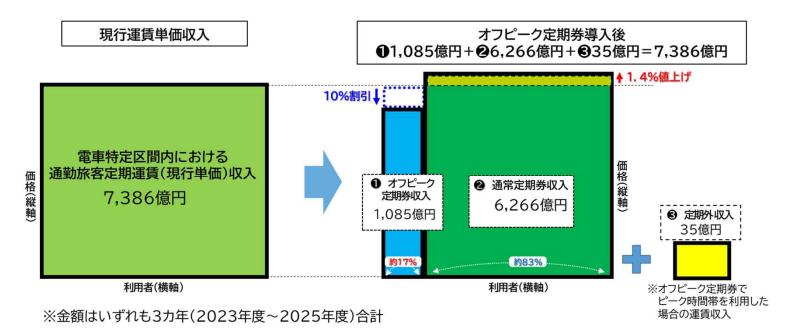
2023年度~2025年度の収入推移想定 結果



(単位:億円)

収入	2023年度	2024年度	2025年度	合計
定期収入	2,403	2,474	2,474	7,351
①オフピーク	315	385	385	1,085
❷通常	2,088	2,089	2,089	6,266
❸定期外収入	9	13	13	35
A:合計(023)	2,412	2,487	2,487	7,386
B:現行単価収入	2,410	2,488	2,488	7,386
増減収(A-B)	2	<u></u> ▲1	<u>^</u> 2	▲0
増収率(A/B)	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%

※数字は税抜 ※鉄道駅バリアフリー料金収入は除く





2. 第1回審議における宿題事項について

オフピーク定期券の導入効果の測定方法について



・社会全体がピーク寄りのご利用となり、オフピーク定期券以外の券種や電車特定区間を 跨る場合のピーク流動が増えた場合であっても、オフピーク定期券のシフト効果を算出する ことが可能である「自動改札機通過データ(Suicaデータ)」により効果測定することが適切 であると考えております。

○具体的なデータ分析

	2	023年2月(導入	前)	2024年2月(導入後)		
属性	総入場数 (a)	ピーク時間帯 入場数(b)	ピーク入場率 (b/a)	総入場数 (A)	ピーク時間帯 入場数(B)	ピーク入場率 (B/A)
① 通常の定期券の購入を継続した枚数	40,000	21,000	53%	42,000	22,000	52%
② オフピーク定期券に切り替えた枚数	18,000	8,000	44%	18,000	3,000	17%
その他(新規購入等)	2,000	1, 000	50%	3,000	2,000	66%
全体	60,000	30,000	50%	63,000	27,000	43%

○主なパターンと評価

①、②の入場率の変化のパターンにより、全体のピーク入場率の変化がオフピーク定期券導入による効果であるかどうか確認

①のピーク入場率	②のピーク入場率	全体のピーク入場率	評価
変化なし	低下	低下	全体のピークシフトが実現、かつ、オフピーク定期券がピークシフトに貢献
上昇	低下	変化なし	オフピーク定期券のシフト効果により、全体のピーク利用の上昇が抑制
変化なし	変化なし	変化なし	全体のピークシフトは実現せず、オフピーク定期券のシフト効果も確認できず
•••	•••	•••	•••

消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針

国土交通省鉄道局鉄道事業課

消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更については、次により処理することとする。

I. 基本方針

消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、最終的には消費者が負担するものであることから、2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに当たっては、旅客運賃等(鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項)の変更により、円滑かつ適正な転嫁を行うことを原則とする。

具体的には、以下を基本方針とする。

- ① 事業全体として108分の110以内の増収を前提とする。
- ② より正確な転嫁を可能とする運賃を認める。
- ③ 利用者から見た運賃等のわかりやすさにも配慮する。

Ⅱ. 改定方法

以下の改定方法を基本とする。

1. 普通旅客運賃

(1) 税抜運賃の算定

改定の基礎となる税抜普通旅客運賃(以下「基準額」という。)は、前回 運賃改定時に算定した基準額とする。

前回運賃改定時に基準額を算定していない場合及び今回新たに1円単位 運賃を導入する場合は、現行の普通旅客運賃(上限運賃)に108分の8を乗 じて算出した税額を同運賃から減額して算出した額を基準額とする。

(2) 10円単位運賃のみによる変更

基準額に、100分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃(上限運賃)とする。

8

(3) 1円単位運賃導入事業者における変更

基準額に、100分の110を乗じた額の小数点以下を四捨五入又は切り捨てにより端数処理して1円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃(上限運賃)とする。

1円単位改定事業者が引き続き設定する10円単位運賃については、基準額に、100分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入又は切り上げにより端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃(上限運賃)とする。

2. 定期旅客運賃及び料金

定期旅客運賃及び料金の変更

現行の定期旅客運賃(上限運賃)又は料金(鉄道事業法施行規則第32条 第1項)に108分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端 数処理して10円単位とした額を新たな税込みの定期旅客運賃(上限運賃) 又は料金とする。

3. 調整

- (1) 上記1(2)及び2の処理により旅客運輸収入全体の増収に過不足が見込まれる場合には、利用者の公平感及び負担感に配慮しつつ、切り上げ又は切り捨てにより10円単位の端数処理を行うことにより、旅客運輸収入全体として108分の110以内となるよう調整を行う。
- (2) 上記(1)及び1(3)の処理によっても、なお過不足が見込まれる場合は、 改定率のバランスに配慮しつつ普通旅客運賃又は定期旅客運賃の10円単位 での減額、回数乗車券の発売額の据置等によって全体として108分の110以 内の増収となるよう調整を行う。

4. 手続き等

(1) 消費税のみの転嫁

消費税率の転嫁のみを事由として旅客運賃等の上限変更の認可申請を行う場合にあっては、当該申請が鉄軌道事業者の経営の改善を目的とするものではなく、消費税を最終的な負担者である消費者に適正に転嫁するために行われるものであることに鑑み、「JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領(平成12年3月1日・鉄業第10号)」及び「中小民鉄事業者の収入原価算定要領(平成12年3月1日・鉄業第11号)」は適用しないこととして、以下により収入原価の算定を行うものとする。

① 収入

上記1~3に基づき運賃等の変更を行った場合の収入の増加額とする。当該収入の算定に当たっては、直近の実績年度における旅客輸送量を基礎として改定前・後の旅客運輸収入を算定することとし、運賃等の変更に伴う旅客の逸走は考慮しないものとする。

② 適正原価

旅客運輸収入に係る消費税相当額の増加額とし、運賃等の変更に伴う機器改修費用等、消費税相当額以外の要素は含めないこととする。

③ 適正利潤

消費税の転嫁のみを行うものであることから、ゼロとする。

④ その他

原価計算期間は1年間とするとともに、申請書に、別添の「旅客運賃等の算出の基礎を記載した書類」を添付することとする。

(2) 消費税転嫁と併せた運賃変更

消費税率の引上げに併せて、その他の事由による旅客運賃等の上限変更の認可申請が行われる場合は、個別案件ごとに厳正に対処する。

(3) 適切な情報提供

上記(1)(2)にかかわらず、「鉄軌道事業の情報提供ガイドライン(平成13年11月30日・国鉄都第48号、国鉄業第39号、国鉄技第108号、国鉄施第135号)」に基づき、適切な情報提供を実施するものとする。なお、(2)の場合には、消費税率の引上げに伴う変更分と、それ以外の事由による変更分とを区分して公表するなど、利用者の十分な理解が得られるよう情報提供に努めるものとする。

Ⅲ. 旅客運賃等の変更の時期

消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とする。

Ⅳ. 利用者への広報等について

- (1) 鉄軌道事業者は、消費税率の引上げに伴う旅客運賃等への円滑かつ適正な転嫁について、利用者の十分な理解を得るため、パンフレット、ポスター、ホームページ等各種媒体による広報を行うとともに、利用者からの問い合わせに対応する体制を整え、適切に対処するものとする。
- (2) 1円単位改定事業者は、1円単位運賃と10円単位運賃を利用者にとって わかりやすい方法で表示し、丁寧な説明を行うものとする。
- (3) 1円単位改定事業者は、10円単位運賃における10円未満の端数処理について、II 1 (3)の切り上げにより端数処理する場合は、I Cカードの初期販売価格、チャージ金額、払戻手数料の低廉化、I Cカードの利用しやすい環境の整備等に努めるものとする。

V. その他

上記 I~IVの取扱いに関しては、2020年9月30日までの間に消費税率の引上げに伴って旅客運賃等を改定した場合において適用する。

旅客運賃等の算出の基礎を記載した書類

事業者名: (単位:千円)

		現 行		_,	134 .1 . ==	処理方針※	処理方針※			
			うち消費税額 (8%)	10%の場合 の消費税額	改定	増収率	4.(1)①の収入	4.(1)2+3	C-D	C/D×100
		(A)	$(a=A \times 8/108)$	$(b=A \times 10/108)$	(B)	(B-A)/A × 100	(C=B-A)	(D=(b-a)+0)		
	運賃									
	定期外									
旅客運輸収入	定期									
	料 金									
	合 計									

^{※「}処理方針」とは、平成31年4月4日付け「消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針」を指す。

- 注 1.「増収率」欄は小数点第3位までを四捨五入により記載すること。
 - 2.「C/D×100」欄は小数点第1位までを四捨五入により記載すること。